

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金 を申請される事業主の方へ

不正受給防止対策が強化されます！

雇用調整助成金は、景気の変動などにより売上高等が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等を実施することにより、労働者の雇用の維持を図った場合、支払った休業手当等の一部を助成する制度です。厳しい経済情勢の中、この制度は多くの事業所に利用していただいておりますが、虚偽の支給申請を行うなど、一部に不正な受給もみられます。このため、厚生労働省および都道府県労働局では、平成22年11月1日以降の申請から、不正受給防止対策をさらに強化します。

不正受給を行った場合

- ・ 事業主の名称、代表者氏名
- ・ 事業所の名称、所在地、概要
- ・ 不正受給の金額、内容

を **公表** します。

- ✳ 平成22年11月1日以降の申請から実施します。
- ✳ 特に悪質なものについては、**刑事告発**します。

不正受給とは

- 偽りその他の不正行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとした場合をいいます。
- 不正受給であることが判明した場合、不支給または支給の取り消しとします。既に助成金を支払い済みの場合は、返還していただきます。
- 不正が判明した場合、不支給とした日、支給を取り消した日、または不支給とされる前に支給申請を取り下げた場合の取り下げた日から3年間は、雇用保険料を財源としたすべての助成金を受けられなくなります。